

穴水町公告第3号

穴水小学校施設新築基本設計業務委託について、設計者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年1月21日

穴水町長 吉 村 光 輝



1 業務概要

(1) 業務名

穴水小学校施設新築基本設計業務委託

(2) 業務内容

- ①小学校校舎、体育施設（体育館・屋内プール・トレーニングジム）、給食調理場、図書館及び放課後児童クラブの新築工事、校庭等の外構工事、並びに新校舎等の接続に伴う既存中学校校舎の改修工事のための基本設計
- ②学校関係者、町民等との意見交換会、未来づくり会議（町民参加型ワークショップ）等への参加、及び資料作成を含む運営支援
- ③本事業に関係する各種補助金の交付を受けるために当町が行う、国、石川県等との協議、申請等に必要な資料作成

※詳細については、「穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書」による。

(3) 敷地条件

- ①建設場所：穴水中学校敷地とその隣接地（石川県鳳珠郡穴水町字大町地内）
- ②敷地面積：約 35,000 m²（現在、敷地の測量業務を実施中）
- ③地域地区等：穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書による
- ④留意事項：小学校校舎・体育館・プール・図書館・放課後児童クラブ・共同調理場と穴水中学校（既存）は一体的に整備する。
町道穴水中学校前線に埋設されている上下水道管の移設等を行わない。

2 参加資格

- (1) 本プロポーザルには、単体の企業、又は複数（3者以内）の企業により構成する共同体（以下「共同企業体」という。）のいずれでも参加可能とする。参加資格を有する者は、参加表明書の提出時点において以下の要件を満たす企業、又は共同企業体とする。

- ①穴水町における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- ②穴水町から指名停止の措置を受け、その期間中でないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てを行っていない者であること。
 - ⑤建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）に該当しない者であること。
 - ⑦本プロポーザルにおいて、ほかの企業又は共同企業体の協力事務所になっていないこと。
 - ⑧石川県で建築士事務所登録を行っていること。
 - ⑨平成 22 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積が 3,000 m²以上の小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築又は改築の設計業務を元請として受注し、履行が完了した実績を 2 件以上有すること。なお、増築又は改築の場合に対象となる延床面積は増築又は改築部分とする。
- (2) 本プロポーザルに単体の企業として参加する場合は、(1) ①～⑨を満たす者であること。
 - (3) 本プロポーザルに共同企業体として参加する場合は、(1) ②～⑦は全ての構成員、①及び⑧は共同企業体内で 1 人以上、⑨は代表構成員及びその他の構成員合計で満たすこと。
 - (4) 共同企業体として参加する場合の代表者（以下「代表構成員」という。）は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は 20%以上とする。

3 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者は、一級建築士であること。
- (2) 総括責任者は、参加者（共同企業体の場合は代表構成員）の組織に所属していること。
- (3) 総括責任者及び各分野主任技術者は、それぞれ 1 名であること。
- (4) 総括責任者は、主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 意匠担当主任技術者及び構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- (6) 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- (7) 積算担当主任技術者は、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。
- (8) 総括責任者及び各分野主任技術者は、平成 22 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積が 3,000 m²以上の小学校、中学校又は義務教育学校の新築、

増築又は改築の設計業務を統括責任者又は本業務で担当することとなる分野の主任技術者としての履行が完了した実績を有すること。なお、増築又は改築の場合に対象となる延床面積は増築又は改築部分とする。

(9) 業務の全部を再委託しないこと。

(10) 意匠分野を再委託しないこと。

※「主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 選定方法及びスケジュール

(1) 選定方法と選定の流れ

本プロポーザルは、参加資格の確認と一次審査及び二次審査を経て設計者を選定する。

①参加資格の確認：参加表明書等作成要領に基づく提出書類により、別紙の「参加資格等評価基準」をもとに参加資格の有無について確認を行い、参加資格を満たさない者のみを失格とする。

②一次審査：技術提案書等作成要領に基づく提出書類について書類審査を行い、二次審査を行う5者以内を選定する。

③二次審査：一次審査において選定した者を対象に業務の実施方針と課題に対する提案のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、第1委託候補者と第2委託候補者を選定する。

(2) スケジュール

項 目	期 日
実施要領等の公表	令和8年 1月21日(水)
質問書の提出期限	令和8年 1月27日(火) 午後5時まで
現地見学会(希望者のみ)	令和8年 1月29日(木)、30日(金)
質問への回答	令和8年 2月 3日(火)
参加表明書等の提出期限	令和8年 2月 9日(月) 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年 2月16日(月)
技術提案書等の提出期限	令和8年 2月26日(木) 午後5時まで
一次審査(提案書審査)	令和8年 3月 9日(月)
一次審査結果通知	令和8年 3月12日(木)
二次審査(ヒアリング)	令和8年 3月23日(月)
二次審査結果通知	令和8年 3月30日(月)

5 設計業務委託の契約

- (1) 町は、第1 委託候補者と契約締結交渉を行うものとする。その場合に、契約金額は予定されている委託限度額以内とする。
- (2) 技術提案書の内容について、基本設計業務において拘束されないものとする。
- (3) 第1 委託候補者が失格条項に該当すると認められた場合、又は町と契約締結が不調となった場合は、第2 委託候補者と契約交渉を行うものとする。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、又は業務実施体制が著しく変わった場合は、委託候補者としての資格を取り消すことがある。

6 委託限度額（消費税及び地方消費税を含む）

本業務委託の上限は、金 81,620,000 円とする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、穴水小学校施設新築基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領によるものとする。

8 事務局

穴水町教育委員会事務局（担当者：島崎）

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174 番地

TEL 0768-52-3710 / FAX 0768-52-2694

Email proposal@town.anamizu.lg.jp